

平成 27 年 8 月 26 日  
医政局地域医療計画課

**地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置  
の創設に係る試算（所得税）**

**① 減収見込額**

約 2 億 7 千万円

**② 計算方法**

課税関係が生ずる可能性のある地方公共団体が貸与する医学生等修学等資金の債務が免除される者の数 (a)

×

医学生等修学等資金等の債務免除益に係る課税額 (b)

(a) :

- 課税関係が生ずる可能性のある地方公共団体数 (※1) : 91 (市町村)
- 債務免除の方法として、一定期間、指定する勤務先に勤務することで、一括して債務免除とする制度としている地方公共団体の割合 (※1) : 58 (%)  
(補足) 実際の減収額については、一括して債務免除としている地方公共団体だけではなく、分割して債務免除とする制度を設けている地方公共団体の実施する修学等資金分についても含まれるため、多少の増額が見込まれる。
- 各市区町村における債務免除者の該当見込み (※1) : 1 (名)

市町村が貸与する医学生等修学等資金の債務が免除される者の数 :

91 (市町村) × 58 (%) × 1 (名) ≈ 53 (名)

(b) :

医師の平均給与 (※2) : 1,506 (万円)

大学 6 年間、修学等資金を貸与した場合の貸与額 (※1) : 1,421 (万円)

<配偶者 1 名、扶養者 1 名 (16 歳未満) の医師をモデルケースとした場合>

(注 1) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注 2) この他、平成 25 年 1 月から平成 49 年 12 月までの時限措置として、所得税に対して 2.1% の復興特別所得税が課される。

▼修学等資金債務免除益が課税される場合の所得税

(1,506+1,421) (給与収入) — 245 (給与所得控除) — (38+38+38) (所得控除 (基礎控除+配偶者控除+扶養控除)) — 114 (社会保険料控除) = 2,454 (万円)

$$\underline{2,454 \text{ (万円)} \times 0.4 \text{ (税率)} = 280 \text{ (控除額)}} = 702 \text{ (万円) }$$

▼修学等資金債務免除益が課税されない場合の所得税

1,506 (給与収入) — 245 (給与所得控除) — (38+38+38) (所得控除 (基礎控除+配偶者控除+扶養控除)) — 114 (社会保険料控除) = 1,033 (万円)

$$\underline{1,033 \text{ (万円)} \times 0.33 \text{ (税率)} = 154 \text{ (控除額)}} = 187 \text{ (万円) }$$

▼一人あたり減税額

$$\underline{702 - 187 = 515 \text{ (万円) }}$$

③ 計算結果

$$\underline{53 \text{ (名)} \times 515 \text{ (万円)} = 27,295 \text{ (万円) }}$$

補足

(※1) 厚生労働省医政局地域医療計画課調べ

(※2) 第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告 -平成25年度実施-